

□移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」に関する報告並びに立入調査について、山口県及び平生町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」実施要領及び「平生町移住支援事業支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に平生町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職等を辞した場合（ただし、3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (4) 「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」又は「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に平生町以外の市区町村に転出した場合：半額

□「やまぐちへ移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び平生町は、「やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業」、「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」及び「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び平生町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び平生町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施及び国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。